

水道局企業管理 規 程 番 号	水道局企業管理規程名	公布年月日
水 道 局 企 業 管 理 規 程 第 1 5 号	さいたま市水道局公印規程の一部を改正する規程	令和6年10月31日

さいたま市水道局企業管理規程第 15 号

さいたま市水道局公印規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局公印規程（平成 13 年さいたま市水道部企業管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（公印の使用） 第 10 条 〔略〕 2～4 〔略〕 <u>5 公印を使用したときは、使用した日、使用した所属名、使用した文書名その他の総括管理者が必要と認める事項を記録しなければならない。ただし、記録しないことについてやむを得ない理由があると総括管理者が認めるものは、この限りでない。</u> <u>6</u> 〔略〕 <u>7</u> 〔略〕	（公印の使用） 第 10 条 〔略〕 2～4 〔略〕 <u>5</u> 〔略〕 <u>6</u> 〔略〕 （事前押印） <u>第 11 条 前条の規定にかかわらず、定例的かつ定型な文書でその施行の日時、場所その他の事情により、当該文書に係る決裁前にあらかじめ公印を押印する必要があると認められるものについて、公印使用承認簿（様式第 4 号）に必要な事項を記載し、当該公印の保管者等の承認を得た場合においては、決裁前にあつても公印を押印すること（以下「事前押印」という。）ができる。</u> <u>2 前項の規定により事前押印をした文書は、所管課において厳重に保管し、常に使用状況を明らかにしておかなければならない。</u> <u>3 所管課長は、事前押印をした文書が不用となったときは、速やかに裁断等適当な方法により廃棄しなければならない。</u>
（印影の印刷） 第 11 条 〔略〕 2 所管課長は、前項の規定により公印の印影を印	（印影の印刷） 第 12 条 〔略〕 2 所管課長は、前項の規定により公印の印影を印

刷しようとするときは、その都度公印印影印刷申請書（様式第4号）を総括管理者に提出し、承認を受けなければならない。 3・4 [略] （電子印の使用） 第12条 [略] 2 所管課長は、前項の規定により電子印を使用しようとするときは、電子印使用申請書（様式第5号）を総括管理者に提出し、承認を受けなければならない。 3～5 [略] （公印の新調、改刻及び廃止） 第13条 [略] 2 保管者は、公印を新調し、改刻し、又は廃止しようとするときは、公印各種申請書（様式第6号）を総括管理者に提出しなければならない。 3 [略] 第14条 [略] （公印の報告） 第15条 保管者は、その保管する公印について、年度ごとに公印報告書（様式第7号）を総括管理者に提出しなければならない。 第16条 [略] （公印の事故報告） 第17条 保管者は、公印に関し紛失、盗難その他の事故があったときは、公印事故報告書（様式第8号）を、総括管理者を経て、水道事業管理者に提出しなければならない。 第18条 [略] 第19条 [略]	刷しようとするときは、その都度公印印影印刷申請書（様式第5号）を総括管理者に提出し、承認を受けなければならない。 3・4 [略] （電子印の使用） 第13条 [略] 2 所管課長は、前項の規定により電子印を使用しようとするときは、電子印使用申請書（様式第6号）を総括管理者に提出し、承認を受けなければならない。 3～5 [略] （公印の新調、改刻及び廃止） 第14条 [略] 2 保管者は、公印を新調し、改刻し、又は廃止しようとするときは、公印各種申請書（様式第7号）を総括管理者に提出しなければならない。 3 [略] 第15条 [略] （公印の報告） 第16条 保管者は、その保管する公印について、年度ごとに公印報告書（様式第8号）を総括管理者に提出しなければならない。 第17条 [略] （公印の事故報告） 第18条 保管者は、公印に関し紛失、盗難その他の事故があったときは、公印事故報告書（様式第9号）を、総括管理者を経て、水道事業管理者に提出しなければならない。 第19条 [略] 第20条 [略]
--	--

様式第4号を削る。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>様式第4号（第11条関係）</u>	<u>様式第5号（第12条関係）</u>
〔略〕	〔略〕
<u>様式第5号（第12条関係）</u>	<u>様式第6号（第13条関係）</u>
〔略〕	〔略〕
<u>様式第6号（第13条関係）</u>	<u>様式第7号（第14条関係）</u>
〔略〕	〔略〕
<u>様式第7号（第15条関係）</u>	<u>様式第8号（第16条関係）</u>
〔略〕	〔略〕
<u>様式第8号（第17条関係）</u>	<u>様式第9号（第18条関係）</u>
〔略〕	〔略〕

附 則

この規程は、令和6年11月1日から施行する。